

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成27年6月23日

評価者：川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市麻生スポーツセンター
指定期間	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全般の管理運営に関する業務 ・施設設備の利用提供に伴う業務 ・生涯スポーツ振興事業の実施等に関する業務 ・施設の維持保全に関する業務 ・スポーツ行政等への協力業務
指定管理者	名称：シンコースポーツ株式会社 代表者：代表取締役 石崎 克己 住所：東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号 電話：03-5614-4455
所管課	麻生区役所まちづくり推進部地域振興課 課長：中村 宣彦（内線：67350） 担当：上條 敏男（内線：67711）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>地域のスポーツ振興を担う施設として、スポーツ活動の場を提供するとともに、スポーツ教室をはじめとする参加機会の提供、地域スポーツ活動の支援や意識啓発、地域人材の育成等に積極的に事業展開が図られた。</p> <p>特に、スポーツ教室の開催数及び施設利用者数が指定期間直前の平成22年度から比べて著しく増加したほか、スポーツ推進委員会や総合型地域スポーツクラブ「わ・わ・わ・クラブ」とそれぞれ連携したイベントを定期的で開催するなど、積極的な事業展開により多くの市民に対して運動機会を提供した。</p> <p>※ スポーツ教室開催数 平成22年度 11講座 → 平成26年度 176講座 ※ 施設利用者数 平成22年度 145,525人 → 平成26年度 245,531人</p> <p>また、レンタル（シューズ、ウェア等）、物販（栄養補助食品、スポーツ小物等）を充実させるとともに、ホームページ、ブログの随時更新に加え、ツイッター、ラインといったSNSを活用して最新の情報を提供するなど、サービスの向上に努めた。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>事業計画に基づいた施設の運営がなされた。</p> <p>施設運営の基本方針の具現化のため、各部門ごと及び各事業ごとにPDCAサイクルを活用して、月ごとに分析・検証を行った上で改善策を検討し、実践した。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>緊急時の迅速かつ確かな対応のための危機管理マニュアルを策定し、研修やミーティングを通して周知徹底を図り、設備の定期点検や24時間遠隔監視システムの導入により、緊急時に備えた管理運営や常時の安全点検などの危機管理に努めるとともに設備を適正に維持管理し、施設の安全管理が図られたほか、麻生区災害対策連絡協議会に所属して関係機関との情報共有を図ることにより、有事の際に迅速に連携・対応ができる体制を整えている。</p> <p>また、怪我などの事故が発生した場合には、その原因を究明・検証するとともに速やかに再発防止の対策を講じることにより、利用者の安全確保に努めた。</p>
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	<p>幼児から高齢者まで、また、障害の有無にかかわらず、市民誰もが地域で気軽にスポーツを楽しめるスポーツの拠点として生涯スポーツを通じたまちづくりを目指すとともに、市民の健康・体力の維持・増進やスポーツ活動の増進と生涯スポーツの振興を図ることが必要となる。</p> <p>公平で平等な利用を確保し経済効果にも留意した上で、公共性と効率性との両立を目指し、サービス水準の向上とともに効率的な管理運営による経費節減を図ることが重要である。</p> <p>自己モニタリングやアンケート等をきめ細かく検証した上でスタッフ全員が認識を共有するなどして管理運営を行うとともに、総合型地域スポーツクラブの育成・支援、地域との連携によるスポーツ振興事業のほか、地域の活性化、高齢化対応、子育て支援、障害者スポーツ振興、健康都市づくりなどの行政課題の解決にも留意しながら事業展開を図ることが求められる。</p>

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	毎年度、月ごと及び四半期ごとに事業報告書によるモニタリングを行ったほか、定期的（月1度）に定例会を開催して、管理運営に際しての報告・相談を受けるとともに、適宜、管理運営の実施状況調査（現地ヒアリング等を含む）を行い、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議・指導を行った。
2	制度活用による効果はあったか。	指定管理者制度を導入することにより、民間の技術的・経営的能力を活用し、今日の多様化する市民ニーズへ柔軟に対応し、施設利用者の利便性の向上やスポーツ活動の充実、新たなスポーツ教室事業等の提供、スポーツイベント情報提供等のサービスの向上により利用者の拡大につなげ、併せて事業展開における指定管理者の創意工夫により、効率的かつ効果的な業務遂行がなされ、市の財政負担の軽減等を図ることができた。 ※ 市の財政負担としては、一般財源ベースで直営時の 62,042 千円 から制度導入後の現在（平成26年度）は 49,347 千円 となり、約 20%の削減が図られている。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	課題としては、市の大規模施設中長期保全計画と維持管理業務とのすり合せや、指定期間中の市の行う修繕計画上の工事実施・管理についてのリスク分担等に留意することが必要である。 また、経年劣化しているスポーツ器具等の備品の更新や経費の平準化、維持管理の効率化に向けて備品のリース化の検討が必要である。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	指定管理者制度を継続することが適当である。

4. 今後の事業運営方針について

当該施設は平成 18 年から指定管理者制度を導入しており、この間、利用者ニーズの把握や効率的な運営を通じて、気軽にスポーツを楽しめる場を提供するとともに利用環境の向上を図ることができた。

今後も引き続き公の施設としての理念を尊重し、社会体育施設としての役割を果たし、地域のスポーツ振興を担う施設としてスポーツ活動の場を提供するため、スポーツ教室やスポーツデーなどの参加機会の拡充を図るとともに、地域スポーツ活動の支援や地域人材の育成など、地域のスポーツ振興に必要な事業について積極的に事業展開していくことが必要である。

上記検証結果にあるとおり、この指定管理者制度を活用することにより、効率的な事業管理が展開され、かつ事業的にも効果的な取り組みが実施されていることから、今後も指定管理者制度による管理運営を行っていくことが適当であると考えます。